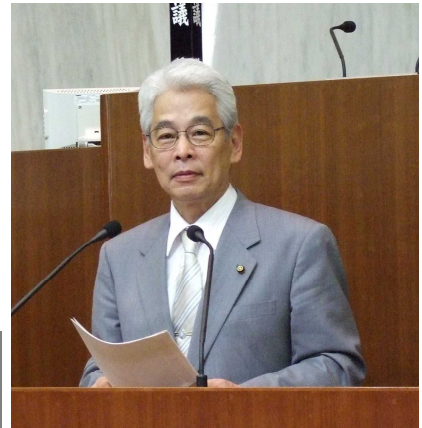


江成直士 子どもに笑顔 市民に安心 市政に直言
市議会だより

(相模原市議会 市民連合 議会報告資料) 2013 (H25) 年10月・発行
◇発行連絡所=相模原市中央区田名3158-5 ◇電話・FAX=042(762)0666

9月議会報告(市民連合)

教職員給与負担、多文化共生、外国人児童生徒の教育保障について
江成議員が一般質問(2面から)

相模原市議会・25年度9月定例会が、8月26日から9月30日まで開かれました。

江成議員は、一般質問、文教常任委員会質疑を行いました。市民連合は、他に金子議員が代表質問、小林議員が一般質問を行い、本会議討論にも積極的に取り組みました。

◇9月議会で決まった主な内容

- ◎平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定=歳入~2,569億6,788万円、歳出~2,493億7,718万円
その他、国民健康保険事業はじめ10特別会計の決算も認定されました。一般会計と10特別会計決算の総額は、歳入~4,254億4,229万円、歳出~4,144億7,723万円になりました。
- ◎職員給与条例の改正=公的年金支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続=再任用制度の円滑な実施を図るため、その給料表に新たな級が設定されました。
- ※校長・教頭の再任用=教職員についても雇用と年金の接続が課題であり、若年化している教育現場にベテランの経験・能力を生かす必要もあることから、来年から、校長・教頭職を継続する再任用制度がスタートします。
- ◎地域福祉推進協議会の設置=社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画の調査・審議、実施状況の検証・建議を行うため、有識者、関係団体代表、公募委員による協議会が設置されます。
- ◎岩本育英奨学基金の設置=岩本育英会の解散に伴い残余財産の寄附(約5千万円)を受け、これを原資として、学術優秀で経済的困難にある高校生に奨学金を給付する基金が設置されました。従来の貸し付け型の奨学金に加えて、給付型の奨学金制度が始まります。
- ◎相模川ふれあい科学館の指定管理者の指定=来年度からリニューアルオープンする「ふれあい科学館」の指定管理者が、「江ノ島水族館」を運営している(株)江ノ島マリンに決まりました。地域に根ざし市民に親しまれる運営が望まれます。

1. 教職員給与費負担、学級編成・定数決定権の移譲について……………

① 給与費負担等移譲の目的・条件は？

＜江成＞ 政府は3月12日の閣議で、道府県が所掌している教職員の給与費負担、定数配置・学級編成基準の決定権を、指定都市に移譲する方針を決めた。今後の地方分権改革の推進、本市の学校教育、財政運営に係わる重大な内容だ。

指定都市市長会は、県費負担教職員制度を見直し、教職員給与費負担と共に学級定数や学級編成基準の決定権など指定都市に係る包括的権限を移譲することを、長年、政府に要望してきた。本市として、その理由と目的、給与費負担・権限移譲を受けるための条件についてどう考えるのか、市長の見解を伺う。

＜回答＞ 現状では、教職員の任命権は指定都市が有しているが、給与負担者ではないという「ねじれ」が生じているため、教職員定数等を主体的に決定することができない。

指定都市市長会は、これを解消し、地域の特性や市民ニーズに応じた教育を、より主体的に市民へ提供することが可能とするため、継続して要望してきた。移譲を受ける条件は、必要な財源の確保であると考えている。

＜江成＞ 今回の閣議決定による今後の見通し、実現に向けた本市の取組・課題について伺う。

＜回答＞ 閣議決定では、県費負担教職員の給与費負担等について、第30次地方制度調査会の審議状況を踏まえ、関係者の理解を得た上で指定都市へ移譲することとされた。

その後、6月の同調査会の答申において、県費負担教職員に関する事務をはじめ、指定都市と都道府県の多くが移譲に賛成している事務は、指定都市への移譲を基本として検討を進めることになった。

今後の見通しとして、移譲に伴う財政措置の在り方等について、指定都市及び関係道府県、更に各省庁など関係者の理解が得られた後に、関連法案が国会に提出される。

引き続き指定都市市長会を通じて、税財源移譲等の課題解決に向けた取組を進めたい。

② 本市の配置定数と負担総額は？

＜江成＞ 本市における県費負担教職員の、県単加配分を含む配置定数、及び教職員の給与費、旅費、共済費、事務執行経費等全体を含めた所要総額は、現状で年間どの程度になるのか。また所要総額の財源確保に向けた財政措置のあり方について、市長の考えを伺う。

＜回答＞ 本市の県費負担教職員の定数は、本年5月時点で3,100人になる。

また、給与負担等に係る本市の必要総額は、県の平成23年度決算資料により試算したところ、年間300億円程度になる。

権限移譲による教職員の給与負担は、多大な所要額が見込まれ、市財政にとって大きな影響を与える問題と捉えている。教職員の給与費等の移譲に当たって、本市が自主的かつ自立的に教育行政が運営できるよう、その所要額全額について、十分な財政措置がなされることが重要と考える。

＜江成＞ 教職員給与費負担に係わる必要総額が年間300億円程度とは、大変なことだが、現行の義務教育費国庫負担制度における自治体の負担割合、所要額に対する交付税措置等の仕組みはどうか伺う。

＜回答＞ 現在の義務教育費国庫負担制度における県費負担教職員の給与等の財政措置として、人件費のうち国庫負担対象となる給料や諸手当は、3分の1が国庫負担金、残りの3分の2と国庫負担対象外の共済費などは、

地方交付税による措置対象となる。

これらの財政措置を上回る県単独措置等支出は、それぞれ道府県の負担対応となる。

＜江成＞ 教職員の給与費負担等の移譲について財源のあり方が重要だが、その他に教職員給与や定数の決定・管理システムの構築など課題があると思う。現在どのような課題が想定されるのか伺う。

＜回答＞ 想定される本市の課題として、教職員定数の決定や、給与、勤務時間などに関する条例等の制定、給与等に関するシステムの開発、事務執行体制の整備など様々な取組が必要になる。移譲に向けて国、県及び学校など関係機関と調整しながら、スムーズに進めることが課題であると考えている。

＜江成＞ 政令市教職員の給与費負担等の移譲について、松沢知事時代の文科省への問題提起などがあり、県と政令市の間で、これまでも協議が行われてきたと聞いている。

閣議決定によって今後も促進されると思うが、県と本市を含む3政令市の検討・協議はどのような状況にあるのか伺う。

＜回答＞ 神奈川県、横浜市、川崎市及び本市に、国も交えた意見交換会において、県から指定都市へ移譲する財源や経費の考え方、新たに必要となる給与事務のための職員配置やシステム整備に係る期間、費用負担など、県と指定都市それぞれが意見を述べながら、論点について整理している。

③ 教育条件整備の新たな方向性は？

＜江成＞ 学級編成基準や定数配置の決定権など包括的権限が移譲されることによって、子どもの学習環境の充実、本市における35人以下学級や独自の教員加配措置の推進など、新たな教育条件整備の方向性と可能性、本市の教育への効果についてどう考えるのか、教育長の見解を伺う。

＜回答＞ 包括的権限が移譲されることにより、学校教育に関わる本市教育委員会の権限と責任がこれまで以上に、明確になる。

このことにより、本市の実情に応じて、1学級当たりの児童生徒数の決定や、様々な教育課題に対応するための教職員の配置について、主体的に判断することが可能になる。

また給与等が市費負担に変わることにより、教職員一人ひとりが、これまで以上に市の職員としての自覚を持って、地域に根ざした教育実践が期待できるなど、特色あるさがみはら教育の推進につながるものと考えている。

＜江成＞ 給与費負担等の移譲によって、「地域の特性や市民ニーズに応じた教育を主体的に提供する」、「学級定数や教職員配置について、市として主体的な判断が可能となる」ということだが、現状の教育条件が一層拡充されなければ、意味がない。このことについて、どう認識しているのか伺う。

＜回答＞ 包括的権限が移譲された場合は、市が学級編成基準や教職員定数等を定めることになる。現行の教育水準を下げずに教育条件の拡充を図るためには、教職員の給与費等、十分な財政措置がなされることが重要だ。

その上で、本市の抱える教育課題に対応するために、例えば、児童生徒指導体制や特別支援教育の充実などに向けた教職員の配置を行うことが可能となる。

＜江成＞ 教職員の給与費負担・定数配置等決定権の移譲によって、権限が大きくなれば責任も増大する。

また、現在の予算規模以上の莫大な財源が必要であり、現行の制度では、今の水準を維持するだけでも、相当額の自主財源の投入、持ち出しが必要になる。給与や定数の決定・管理運営も重大な業務となる。

「学級定数や教職員配置を主体的に決め、地域の特性や市民ニーズに応じた教育を主体的に提供する」、「よりよい相模原教育を推進する」という大目標を失うことがあってはならないと思う。

市民合意を図りつつ、県・関係方面との協議など全力で取り組むよう、強く要望する。

2. 多文化共生のまちづくりについて……………

① 多文化共生の理念は？

＜江成＞ グローバル化にあつて、本市にも多様な民族、多くの外国人が生活している。また国際情勢の緊迫化、近隣諸国との摩擦、経済社会情勢の変動が、地域社会に少なからぬ影響を及ぼしている。

こうした中、本市が3年ほど前に策定した国際プランは、基本目標の一つに、「多文化共生のまちづくり」を掲げている。この目標を実現するためには、市民一人ひとりが外国の人々や異なる文化を理解・尊重するとともに地域社会の共生化を推進し、本市に定住する外国人市民も含め、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりが重要になる。

そこで、本市が掲げる多文化共生のまちづくりは、どのような理念に立脚しているのか、市長の見解を、まず伺う。

＜回答＞ 本市には、本年の8月末日現在で9,985人の外国人市民が住み、定住化傾向が高まっている。このため、異なる文化や習慣を尊重し合う多文化共生のまちづくりが強く求められており、「さがみはら国際プラン」において、「世界に開かれた地域社会の形成」を基本理念とし、「多文化共生のまちづくり」、「国際交流・国際協力に参加できるまちづくり」、「国際化を推進するための仕組みづくり」を目標に掲げた。

今後も、国籍を問わず、誰もが暮らしやすい地域社会の実現に向けた取組を進めたい。

② 外国人市民の実態、課題やニーズは？

＜江成＞ 多様な背景を持つ外国人が様々な悩みや問題を抱え、また喜びや希望を抱きながら生活していることを踏まえると、多文化共生を進めるためには、外国人市民の居住状況や生活の実態、課題やニーズなど多面的に捉え、的確な施策を展開する必要がある。

本市における外国人市民の国別の登録者の状況、生活における課題・ニーズをどのよう

に把握・認識しているのか伺う。

＜回答＞ 現在、91カ国の方が、住民基本台帳に記載されており、登録者数が多い順に、中国籍が3,197人、韓国・朝鮮籍が1,805人、フィリピン国籍が1,500人で、これだけで、全体の65.1%を占めている。

外国人市民の生活課題やニーズ、意見を聞く場として「外国人懇話会」を実施している。また支援団体や外国人市民の情報交換の場である「国際交流ラウンジ」や行政窓口で受けた意見から、地域・行政サービス等の情報提供で、詳細内容が欠けるケースや制度変更の周知にタイムラグが生じるなど課題がある。

＜江成＞ 詳細内容の伝達や周知時期のタイムラグが課題と言うことだが、これについて、どのような取組を行っているのか伺う。

＜回答＞ 外国人市民に対する特に重要な情報は、国際ラウンジのホームページや、FMさがみの多言語情報番組などを活用し、時間差が生じないように努めている。

また国際ラウンジで開催する翻訳ボランティア向けの研修会で、国民健康保険や子ども手当など、生活に密着した制度について市職員が説明し、適切な情報提供に努めている。

＜江成＞ 「国際プラン」で掲げられた、暮らしのガイドや国際交流ラウンジのホームページの多言語による情報提供や、評価するが、情報アクセスの利便性を高める必要がある。

また「国際プラン」では、市役所の課名表示や案内板やメールマガジン、刊行物や公共施設の案内サイン多言語表記などが提起されている。これらを通して、市民全体が多文化共生を理解、共感し合える取組を要望する。

③ 取組の現状と課題、今後の方向性は？

＜江成＞ 多文化共生のまちづくりには、外国人市民も地域に溶け込み、安心して生活できるような支援・環境整備も必要だと思う。

取組の現状と施策の方向性について伺う。

＜回答＞ 国籍を問わず、誰もが暮らしやすい多文化共生を進めるため、外国人市民や支援ボランティアが参画運営する「国際交流ラウンジ」を支援し、各種の情報提供や日本語教室活動の支援などに努めている。

また外国人市民が地域活動に参加するきっかけづくりとして、自治会活動の手引きで国際交流ラウンジを紹介している。

今後も、外国人支援活動団体との連携や、国際ラウンジの機能充実などを進める。

＜江成＞ 「国際プラン」では「各区に国際交流ラウンジを設置する」という目標を掲げているが、これまでの議会質疑で、「検討している」との答弁が続いている。

「国際プラン」も計画期間の1/3を経過する段階だ。目標具現化に向けた取組状況、今後のタイムスケジュールについて伺う。

＜回答＞ これまでの国際ラウンジの活動を踏まえて検討しているが、新たなボランティア人材や適切な場所の確保など、課題が上がっており、現在、ラウンジの運営団体などと、意見交換を行っている。今後も引き続き、タイムスケジュールも含め、検討していく。

＜江成＞ 外国人市民との意見交換や情報共有を図るため、毎年「外国人懇話会」が開催されているが、これを通して、どのような取組が施策に反映されてきたのか伺う。

また国際ラウンジでは、毎年「外国人市民会議」が自主的に開催され、子どもの教育や進学、医療、福祉、就労、地域活動、母語・母文化の保持やアイデンティの確立など多様なテーマで話し合い、相互理解と交流、多文化共生の取組を進めているが、本市の関わりと、連携・活用状況について伺う。

＜回答＞ 「外国人懇話会」は市が主催し、外国人市民と市が、災害対策や地域交流など身近なテーマで意見交換を行い、出された意見を施策に活かすよう努めている。

また「外国人市民会議」は、国際ラウンジの実行委員会が自主運営している。市は直接的な参加・支援は行っていないが、そこで出

された意見等が整理された集約冊子から、外国人市民の日常生活の不便や問題点などを確認し、施策に活用している。

どちらも多文化共生の視点から、外国人市民の意見交流の場として運営・活用する。

③ 災害時の外国人市民の支援体制は？

＜江成＞ 日本語が出来ない、あるいは地域へのなじみが少ない段階の外国人市民にとって、地震等の災害に際して、速やかな情報提供や確実な避難誘導、安全な避難所確保等について、不安や悩みは少なくない。

災害弱者ともいえる外国人市民に対する災害時の支援、避難体制について伺う。

＜回答＞ 国際ラウンジ運営団体との間で災害時協力協定を締結しており、災害発生時には、国際ラウンジに相談窓口を設置し、支援ボランティアによる通訳や相談活動、情報の収集・伝達など、外国人被災者への支援を行うこととしている。

また避難所を示した多言語マップの発行、国際ラウンジによる防災バスツアーや市総合防災訓練参加などが実施されてきた。

今後も外国人市民からの要望や課題などを把握しながら、支援体制の充実を図っていく。

＜江成＞ 災害時協力協定の締結、国際ラウンジ防災センターの設置・対応では、ラウンジへのお任せ感が拭えない。この状態で、外国人市民への災害時避難対応等が市域全体において可能なか疑問だ。

外国人市民の居住地に即したきめ細かな対応が必要であり、災害時協力協定の検証・見直しや、多言語防災資料の拡充、外国人市民の防災意識・防災情報の浸透、さらに、地域での防災訓練参加や防災ネットワークの充実を図る取組が必要だと思う。見解を伺う。

＜回答＞ 地域防災計画では外国人を災害時要援護者と定義し、外国人支援に関する計画の整備、災害時の対応を示しているが、東日本大震災のような大規模な災害に対する具体的な手順等、より詳細な検討が必要と考える。

現在、首都直下地震など本市の新たな被害



＜政令市政策研究会の熊本視察に参加しました＞

想定の見直しと対策など、地域防災計画第2ステップの修正に向けた検討を進めており、この中で、外国人市民災害時対応を見直す。

＜江成＞ 外国人市民の定住化の中で国際結

婚や高齢化も進み、課題も多様化・複雑化している。子どもの教育や進路、就職、貧困、家庭不和、DV、離婚など、困難な問題を抱えている例が少なくないと聞く。

これら多様な問題への支援を一貫し、相談を受け解決を導く専門人材の育成と共に、外国人市民の中から、相談対応や問題解決の支援が出来る地域人材を育てることも必要だ。

また外国人市民の施策において、その就労状況や働く環境、生活の悩みや困り事、外国人登録制度から漏れている実態等を十分に把握した上で、具体的な対応や必要・適切な支援を図るがある。

これらも含め、「さがみはら国際プラン」の基本理念が具現されるような、多文化共生のまちづくりをさらに推進するよう求める。

3. 外国につながる子どもたちの教育保障について……………

① 外国につながる子どもの就学状況は？

＜江成＞ 経済・社会のグローバル化の中、特に1990年に入管法が改正されて以降、日系外国人をはじめとして外国人住民の増加、定住化が進み、多くの外国籍の子どもたちが日本の学校で学んでいる。また、日本国籍であっても、国際結婚等により両親のどちらかが外国人であり、言語や文化、生活習慣などにおいて外国にルーツを持つ子どもたちも、地域で生活し学んでいる。

しかし、これら外国につながる子どもたちの中には、保護者の不安定な就労環境や厳しい家計収入、経済的困窮、日本語と母語の混在、生活習慣の違い等による学校生活・家族関係の難しさなど、様々な課題を抱えている例も少なくない。外国につながる子どもたちが、安心して学び、希望をもって育ち、自立し心豊かに生きていくための教育保障は、多文化共生のまちづくりの重要な柱になる。

昨年7月に、外国人管理制度が改定されたが、外国につながる子どもたちは、どのような教育機会、就学状況にあるのか伺う。

＜回答＞ 外国人の児童生徒が住民登録をし

た際に、区民課やまちづくりセンターの窓口で、市立小中学校に入学できる「お知らせ」

を配付し、英語など10か国語による就学案内も国際交流ラウンジも含め、配架している。

保護者からの申請があった場合には、就学を認めているが、現在、住民登録をした外国人の児童生徒449人のうち、344人が市立小中学校に就学している。

＜江成＞ 文科省は昨年7月、「外国人の子どもたちの就学機会の確保に当たって、学齢簿に準じるものを作成する」よう通知している。

住民登録をして就学している外国籍児童生徒以外の、残り105人の就学状況はどう把握しているのか、該当する保護者への周知・啓発のあり方等、課題はないのか伺う。

＜回答＞ 住民登録をした外国人児童生徒のうち、本市立の小・中学校に就学していない105人については、私立学校への就学や登録後に帰国等の例も考えられるが、今後、「就学の状況や案内についての通知」を個別に送付して把握に努めていく。

＜江成＞ 住民登録がなされていない場合どうなのか伺う。また学齢より下の学年に就学

している外国籍児童生徒の対応も伺う。

<回答> 住民登録をしていない外国人は、調査・把握が困難であり、課題を認識している。住民登録をしていない外国人児童生徒も、保護者からの申請があった場合は、住民登録した児童生徒と同様に就学を認めている。

外国人児童生徒の就学に当たっては、学校長が児童生徒本人と面談し、日本語指導の必要性や保護者の意向も考慮した中で、教育委員会と協議し、就学する学年を決めている。現在、小学生8名、中学生8名が、学齢よりも1学年下の学年に就学している。

<江成> 外国籍児童生徒は、我が国の義務教育の対象ではないという見方もあが、「子どもの権利条約」が規定している、全ての子どもに保障されるべき「権利としての教育」という視点から、「申請があれば認める」立場に止まらず、就学への手立てをより積極的に差し伸べるべきだと思うが、考えを伺う。

<回答> 外国人児童生徒の就学について、今後も、さらに窓口での案内に努めるとともに、国際交流ラウンジなどとの連携・協力を図り、外国人児童生徒の教育を受ける機会の確保に努める。

② 学習支援等の現状と課題は？

<江成> 外国につながる子どもたちは、様々な家庭環境、学習環境におかれる中、日本語の習熟、各教科学習の理解、学校生活・地域生活への適応など頑張っている。しかし、厳しい環境の中、学力不振や不登校、不就学の状況も見られ、課題は多い。外国につながる子どもたちの学習支援、異なる言語・文化・生活習慣をもつ保護者へのフォローの現状、課題認識と解決の方向性について伺う。

<回答> 日本語指導が必要な外国人児童生徒が多い学校には国際教室を開設して担当教員を配置し、学校生活や学習に速やかに適応できるよう支援している。

また、日本国籍を持っているが日本語の支援が必要な、いわゆる外国につながる児童生徒にも、巡回指導講師による個別の日本語指

導、母語が話せる日本語指導等協力者による生活・学習面の支援を行っている。

日本語を十分に話せない保護者には、学校面談等の通訳として、日本語指導等協力者の派遣支援を行っている。

課題としては、日本語が話せない編入学直後の学校生活への適応支援や指導講師の派遣期間が終了した後の支援の充実などがある。

今後、日本語指導講師の集中的な派遣やボランティア等の活用を検討していく。

<江成> 国際教室や日本語指導、通訳派遣等の支援を評価し、今後の講師の集中的派遣、ボランティアの活用等に期待したい。

しかしこの支援でもなお、日本語の習熟や教科学習の定着、学校生活への適応など十分とはいえない状況が見られる。

国際教室は、専任教員の加配基準の中が大きく、十分な指導体制が取れない場合がある。国際教室が設置されない場合の日本語指導についても、指導員配置の時間や回数が十分とは言えない。子どもの実態や学校の状況に応じた柔軟な対応や指導体制の工夫が必要だと思うが、見解を伺う。

<回答> 外国人等の児童生徒の中には、日本で初めて就学するケースや、両親が日本語を話せず、学校生活の中でしか日本語を習得できないケースなど、来日の経緯や家庭環境、日本語の習得等、様々な状況がある。

子ども・保護者の不安を解消するために、兄弟や同じ国籍の児童生徒が一緒の日本語指導や、指導回数増、指導期間延長など、子どもの実態に即して出来るだけ配慮している。

<江成> 文科省は、日本語を第二言語とする子どもたちに向けて、日本語と教科学習の統合的な指導を図るための「JSLカリキュラム」を開発したが、このカリキュラムの活用状況について伺う。

<回答> 「JSLカリキュラム」は、外国人等の児童生徒が、言葉を取り出した日本語指導だけではなく、具体物や体験を通して教科の内容を身につけながら、日本語も習得で

きることをめざしたカリキュラムであり、その考え方や手法は、学習面でのつまづき等を解決するための一つの手段として有効性がある。今後、国際教室担当教員や日本語巡回指導講師の担当者会で研修を深め、外国人等の児童生徒への学習指導での活用を図る。

③ 進路指導の現状と課題は？

＜江成＞ 外国につながる子どもたちが、安心と希望の中に育ち、働く場を確保し、地域社会の中で自立・連帯して生きていくためには、成長段階の進路保障が重要になる。

しかし日本語の習熟不足や教科学力の不振、経済的な問題など、進路選択において厳しい環境に置かれている子どもが少なくない。現状をしっかりと把握した上で、進路指導を充実し、適切な支援を進める必要がある。

外国につながる子どもたちの、高校進学など中学卒業後の進路の状況、課題認識や今後の取組を伺う。

＜回答＞ 平成24年度に国際教室に通室していた外国人生徒10名うち、9名が上級学校へ進学している。

進路指導における課題としては、「さがみはら国際交流ラウンジ」で開催される「高校進学ガイダンス」や県立高校の外国人特別枠入試制度等について、生徒や保護者の理解が十分に得られていないことなどがある。

三者面談等の際に派遣している日本語指導等協力者を通じて、中学入学後の早い段階から進路に関する情報を周知徹底するとともに、各学校が外国人生徒や外国につながる生徒に対して、きめ細かな進路指導を行えるよう支援していく。

＜江成＞ 進路の課題は国際学級在籍者だけでは把握できないし、問題を保護者の理解・認識不足に責めを帰すことは出来ない。

生活言語が分かっても、抽象概念を伴う学習言語の習得は極めて困難だ。家庭と学校での使用言語の違いも外国につながる子どもたちには大きなハンデだ。「二言語不十分」「ダブルリミテッド」と呼ばれる困難な学習環境、

3K職場、夜勤など保護者の厳しい労働環境や低賃金・不安定労働に置かれている事例もある。実態・問題をしっかりと把握して、よりよい十分な支援を行うよう強く求める。

④ 母語やアイデンティティ確立の支援は？

＜江成＞ 外国につながる子どもたちが、心豊かに成長していくためには、日本語に習熟し、日本の社会に適応していく一方、自らの母語や母文化に親しみ、ルーツに誇りを持ち、アイデンティティを確立していくことも重要だが、本市の取組や支援、課題と今後の方向性について伺う。

＜回答＞ 国際教室設置校では、外国人児童生徒自身が、学級内で母語の紹介や母語での絵本の読み聞かせなどを行い、母語を生かした活躍の機会の設定など工夫している。

また、全校集会で母国の紹介スピーチの機会を設けたり母国の童話を紙芝居にして廊下に掲示するなど、外国人児童生徒の自国文化に対する誇りと、日本人児童生徒の多文化共生の心を育てている学校もある。

しかし国際教室設置校以外では、これらの取組が十分に広まっていない課題がある。

＜江成＞ 積極的な実践例もあると承知しているが、日本の言葉や文化、生活習慣への適応が中心になり、母語や母文化への取組が埋もれている状況もある。

教室や学校の枠を越えた組織的な取組として、例えば風っ子文化祭などで、自分の母語や母文化、ルーツになる国の自然や社会の様子などを、発表・交流しあう場を設けることも有効ではないかと思うが、見解を伺う。

＜回答＞ 児童生徒が自分の母語や母文化について発表・交流することは、アイデンティティを確立する上で有効だ。各学級や学校内での取組の充実に向け支援し、また国籍や文化の違いをこえて互いに認め合ような、国際教室設置校等の取組を広めるよう努める。

学校の枠をこえた取組についても、関係機関と連携を図っていく。

＜江成＞ 本市の「さがみはら国際プラン」



〈ねぶた祭りパレードに参加しました〉
「外国人児童生徒教育指針」は、多文化共生

・多民族共存の理念を掲げて、具体的な目標や取組を提起している。ヘイトスピーチに象徴される人種差別主義や偏狭なナショナリズムによる排外主義の動きがあるが、本市の掲げる理念・指針は、これに対峙し、共生・共存の平和な世界を目指すものであり、一層の施策充実、推進を要望する。また、厳しい現実・困難問題を抱えている外国人市民や外国につながる子どもたちの現実から、プレスクールや夜間教室の検討も必要だ。

〔 ※質問と回答は項目ごとに、一問一答に再構成し、一部割愛・省略・簡略化しました。 〕

6月議会代表質問表

※ 6月議会では江成議員が市民連合の代表質問を行いました。以下は、主な質疑事項です。

- 1、個人市民税の控除対象寄附金を受ける特定NPO法人を定める条例改正について
①、指定NPO法人への寄附実績と本市の支援は？②、NPO法人の増加・充実に向けた取組は？③、指定NPO法人制度の効果と今後の課題は？
- 2、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正について
①、条例改正の趣旨、意義・効果は？②、本市の条例改正の特色とねらいは？③、災害時の家庭飼養動物等への対応は？
- 3、25年度一般会計補正予算(第2号・澤井トンネル工事予算)について
①、沢井隧道補強工事に到る経緯、取組は？②、沢井隧道補強工事に係る地域住民等の要望・意見への対応は？③、沢井隧道補強工事に係る補正予算編成の理由と評価は？
- 4、市政の課題一現下の経済状況について
①、国の経済運営と市内企業の動向、市域経済の状況、市民生活への効果・影響は？②、实体经济の好転に向けた課題認識は？
- 5、市政の課題一職員給与をめぐる問題について
①、地方自治の本旨・地方分権の視点による職員給与問題と政府の押しつけに対する認識・評価は？②、職員給与問題に係る地域経済・市民サービスへの影響、及び職員の負担は？③、給与抑制措置等行革努力の積み上げとその評価は？④、職員給与問題に係る本市の対応方針は？
- 6、市政の課題一(仮称)自治基本条例、(仮称)子育て支援・子どもの権利条例の制定について
①、条例制定の位置づけなど基本的な考え方は？②、これまでの取組と条例制定作業の進捗状況は？③、今後の取組と条例制定の具体的な見通しは？
- 7、市政の課題一教職員のメンタルヘルスについて
①、教職員のメンタル疾患による休職の状況等及び要因は？②、メンタル疾患の予防に係る具体的な取組は？③、メンタルヘルス推進の課題は？(質疑の詳細は、議会ホームページでご覧下さい)

◎本会議と委員会の録画(開催中はネット中継＝ライブ映像)が見られます。

☆ アクセスは、検索サイトから で をクリックして下さい。

※ 市議会ホームページ (<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/gikai/>)

※ 12月議会は、11月19日から始まります。江成議員は一般質問を行う予定です。

☆ 市議会HPでは、過去の会議録・録画映像も見る事が出来ます。是非アクセスしてみてください。

決算討論(教育)

※ 市民連合の決算討論は小林議員が、認定の立場で行い、教育部分は江成議員が起案しました。以下が、その原稿です。

本市においては、「人が財宝」の理念に立つ「さがみはら教育」が推進され、学校現場と行政が一体となり、家庭・地域と連携して、子どもたちの生きる力の育成が図られていると認識しています。これを踏まえて、何点か問題提起します。

新しい指導要領が、小学校に続いて中学校でも実施されました。そのため、研修講座や指導資料を教職員に提供し、対応する教材など環境整備に努めていることを評価します。一方、新しい教育課程の中で学校の過密化が進んでいます。表層的な学力観にとらわれることなく、さらに知恵と工夫を結集し、子どもたちが心豊かにたくましく成長する教育課程と授業改善の実践を推進するよう求めます。また、人員配置の拡充をはじめとする、教育環境の整備充実も強く求めます。

政令市教育行政として、初めての「教員の単独採用」が行われ、これからの「さがみはら教育」を担う人材が確保されました。全国的な呼びかけや説明会、そして「風っ子教師塾」の取組を含め、積極的な準備の成果として評価出来ます。しかし、政令市移行のメリットであるはずの正規教員定数の欠員状況の改善は進んでいません。臨時的な非正規の雇用形態が広がれば、教育の安定・継続が損なわれ、授業や学級経営、校務分掌の運営などに様々な支障を来し、教職員の多忙化にもつながります。欠員状況の改善に向け、採用事務・定数管理の精度を高めるなど、独自採用の意義と効果を具現すべきです。

校舎・体育館・トイレの改修工事については、スピード感のある進捗とは言えませんが、実施計画に即して着実に進められています。厳しい財政下の取組として評価出来ますが、常態化した高温気象は、子どもの学習環境・健康環境の限界を超える状況です。普通教室へのエアコン整備は、子ども・保護者・学校現場の切実な願いであり、喫緊の重要課題です。エアコンがあるとならないのでは、子どもの集中度が各段に違います。夏休み中の補習学習や部活にも、子どもたちを励ます配慮が必要です。また、教育の公平性・機会均等の観点からも、また近隣自治体の整備状況を見ても、普通教室へのエアコン整備を避けて通ることは出来ません。早急の決断と取組の推進を、強く期待します。

社会問題化している「いじめ」については、本市でも事案が発生し、学校や教育委員会の対応において多くの教訓・課題が明らかになりました。あってはならない「いじめ」が、いつでも、どこでも、誰にも起こりうる問題であることを認識し、学校や行政はもちろん、家庭も地域も思いを重ね、力を結集して取り組まなければなりません。そのためには、「いじめ」の未然防止対策、早期の気づき・発見・問題解決など迅速な対応力を組織的に高めていく必要があります。本市が進める、教職員研修、いじめ解決支援組織の設置、保護者・市民の啓発、地域諸機関の連携などの充実を強く求めたいと思います。そして、子どもたちの人権尊重が行き渡り、子どもたち一人一人に寄り添い、その辛さや悩み掴みとって共に問題を解決する学校づくりが進められるよう、行政としての最大限の支援、環境整備を求めます。

いじめ、不登校、学ぶ意欲の衰退、非社会的行動、子どもの貧困・格差、そして学校の多忙化などなど、学校が抱える教育課題解決には、行き届いたきめ細やかに対応するための人的条件の整備が、まず絶対的に必要だということを、重ねて指摘したいと思います。

教育・文化の振興は、ソフト面の充実で左右されます。その意味で、学校教育以外のソフト面の脆弱さを象徴するのが図書資料充実経費の実態です。特に象徴的な問題は、図書資料充実経費の脆弱さです。知の拠点である図書館の魅力を左右する図書資料充実経費が、大きく縮減され、類似政令市などと比較して半分以下の状況が続いていることに、強く問題指摘しなければなりません。一律のマイナスシーリング、ソフト面の脆弱さに集約・象徴される予算編成の問題点も含め、早急な改善方策を強く求めるところです。

以上、2012 度決算について、残された課題は数多くありますが、例示的に問題提起を行いました。市長においても、本市総合計画の基本目標である「学び合い人と地域を育む教育・文化都市」の実現を目指して、相模原の魅力ある教育施策を支援・構築するよう、強く要望します。